

令和3年第2回定例会 議案関係資料(各部個別説明案件)
(当初発送議案)

資料4

			ページ
1	箕面市税条例の改正について 【第61号議案関係】	総務部	P.2
2	女性市民支援事業について 【第65号議案関係】	人権文化部	P.4
3	ふるさと納税のポータルサイトの拡充について 【第65号議案関係】	地域創造部	P.5
4	箕面市まち・ひと・しごと創生基金条例の制定について 【第63号議案関係】	地域創造部	P.6
5	商業者及び交通事業者支援事業について（プレミアム付商品券事業の追加及び拡大実施） 【第65号議案関係】	地域創造部	P.8
6	箕面船場阪大前駅前地区歩行者デッキ整備事業について 【第65号議案関係】	地域創造部	P.10
7	北大阪急行線延伸事業に係る車両の調達業務委託協定の締結について 【第58号議案関係】	地域創造部	P.11
8	COM1号館跡地の減額貸付について 【第59号議案関係】	地域創造部	P.13
9	公園リニューアル事業（トイレ改修）について 【第65号議案関係】	みどりまちづくり部	P.14
10	箕面今宮線道路安全対策事業について 【第65号議案関係】	みどりまちづくり部	P.15
11	中学校校門の電気錠設置について 【第65号議案関係】	子ども未来創造局	P.16
12	多胎妊婦への妊婦健康診査にかかる助成の拡充について 【第65号議案関係】	子ども未来創造局	P.17
13	新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金について 【第68号議案関係】	市立病院事務局	P.18

箕面市税条例の改正について

総務部 税務課、市民税室、固定資産税室

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の条例改正を行います。

- ◆ 住宅ローン控除特例措置(控除期間10年間→13年間)の契約期限と入居期限の延長に伴い、控除期間が最長で令和17年度までとなります。
- ◆ 現在の医療費控除特例措置(セルフメディケーション税制)を5年間延長します。
- ◆ 地価の下落に係る負担調整措置を継続します。
- ◆ 軽自動車税(環境性能割)を1%分軽減する臨時措置を9ヶ月間延長します。
- ◆ 2030年度燃費基準のもと、軽自動車税(環境性能割)の税率区分を変更します。
- ◆ 軽自動車税の(種別割)のグリーン化特例(軽課)対象車を重点化したうえで、2年間延長します。

1 住宅ローン控除適用要件の延長〔個人市民税〕 (施行期日:公布の日)

住宅ローン控除期間を10年間から13年間へ延長する特例措置について、適用要件となる契約期限と入居期限を延長します。下記の延長期間内に契約・入居することで、特例措置が適用されます。なお、減収分は、国から全額補填されます。

(1)契約期限

- ①注文住宅:令和2年10月から令和3年9月末までの1年間延長します。
- ②分譲住宅等:令和2年12月から令和3年11月末までの1年間延長します。

(2)入居期限 上記①②とも、令和4年12月末までの2年間延長します。

(3)個人市民税控除期間(13年間)

- ①令和3年12月末までに入居した場合、令和4～16年度まで控除
- ②令和4年12月末までに入居した場合、令和5～17年度まで控除

2 医療費控除特例措置の延長〔個人市民税〕 (施行期日:令和4年1月1日)

特定一般用医薬品等を購入した場合の医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)を、令和9年度まで5年間延長します。

3 地価の下落に係る負担調整の継続〔固定資産税〕 (施行期日:公布の日)

令和3年度の評価額を下落があっても据え置いて課税する令和4年度・令和5年度の土地に係る固定資産税について、大幅な地価の下落があった場合に、その地価の下落を適切に税額に反映させる措置を継続して行います。

4 環境性能割の臨時的軽減の延長〔軽自動車税〕（施行期日：公布の日）

自家用軽乗用車を取得した場合、軽自動車税（環境性能割）の税率1%分を軽減する特例措置について、取得期限を令和3年12月31日まで9ヶ月間延長します。なお、減収分は、国から全額補填されます。

5 環境性能割の税率区分の見直し〔軽自動車税〕（施行期日：公布の日）

下表のとおり、新たな2030年度燃費基準等の下で環境性能割の税率を見直します。

〔改正前〕（令和元、2年度）

構造・性能			税率	
			自家用	営業用
乗用	電気自動車等		非課税	
	ハイブリッド車	2020年度基準+10%達成		
		2020年度基準達成	1% (非課税)	0.5%
		2015年度基準達成	2% (1%)	1%
	上記以外		2%	
貨物	ハイブリッド車	2015年度基準+20%達成	非課税	
		2015年度基準+15%達成		
		2015年度基準+10%達成	2%	1%
		2015年度基準+10%達成	2%	1%
	上記以外		2%	

〔改正後〕（令和3、4年度）

構造・性能			税率	
			自家用	営業用
乗用	電気自動車等		非課税	
	ハイブリッド車	2030年度基準75%達成		
		2030年度基準60%達成	1% (非課税)	0.5%
		2030年度基準55%達成	2% (1%)	1%
	上記以外		2%	
貨物	ハイブリッド車	2015年度基準+25%達成	非課税	
		2015年度基準+20%達成		
		2015年度基準+15%達成	2%	1%
		2015年度基準+15%達成	2%	1%
	上記以外		2%	

〔臨時的軽減〕自家用乗用車を令和3年12月31日までに取得した場合、（）書きの税率が適用されます。

6 種別割のグリーン化特例の重点化と延長〔軽自動車税〕

（施行期日：公布の日）

下表のとおり、グリーン化特例（軽課）の対象を重点化したうえで、令和5年度まで2年間延長します。

〔改正前〕（H31.4.1～R3.3.31）

区 分			軽減税率
電気自動車等			75%軽減
ハイブリッド車	乗用	2020年度基準+30%達成	50%軽減
		2020年度基準+10%達成	25%軽減
	貨物	2015年度基準+35%達成	50%軽減
		2015年度基準+15%達成	25%軽減

〔改正後〕（R3.4.1～R5.3.31）

区 分			軽減税率
電気自動車等			75%軽減
ハイブリッド車	2030年度基準90%達成		50%軽減※
	2030年度基準70%達成		25%軽減※

※営業用乗用車に限ります。

女性市民支援事業について

人権文化部 人権施策室

- ◆ 国の第3次補正予算において追加措置された「地域女性活躍推進交付金」を活用し、コロナ禍における困難、不安を抱える女性に寄り添った相談支援体制の強化のため、女性相談員の増員につながる「女性相談員養成講座」を実施します。
- ◆ また、併せて、生理用品の配布を通じて、生活相談窓口案内等を行うことにより、生理の貧困対策を兼ねた「生活相談へ繋ぐきっかけづくり」を行います。

1 補正予算概要

【歳出】 委託料 4,000 千円

- ・女性相談員養成講座 500 千円
- ・生活相談きっかけづくり 3,500 千円

【歳入】 国庫交付金 3,800 千円

- ・地域女性活躍推進交付金(補助率 3/4) 3,000 千円
- ・地方創生臨時交付金(国費裏充当分 0.8) 800 千円

2 事業概要

(1)「女性相談員養成講座」の実施

- ・コロナ禍で増加傾向にある女性相談に対応するために、女性相談員養成講座を、民生委員等の市民や相談担当職員等を対象に実施し、一定のスキルを持った女性相談員の増員とさらなる質の向上を図ります。
- ・女性相談のノウハウを有するNPO等の団体に、講座のコーディネートを含め委託します。

(2)生理用品の配布等を通じた「生活相談へ繋ぐきっかけづくり」

- ・コロナ禍における様々な事情で生理用品を購入できないかたや、家族に生理用品を買ってもらえない子どもなどに対し、公共施設の窓口やフードパントリー等を通じて、生理用品と相談案内カード等を配布するとともに、市内の学校(小・中・高・大)の保健室や男女協働参画ルーム等の相談窓口では、生理用品の配布と同時に、お困りごとをキャッチするアンケートなどを行うことにより、生活相談へ繋ぐきっかけづくりを行います。
- ・生活相談を実施する団体等に、相談案内カード等の作成から物品の配布、啓発までを含め委託します。

ふるさと納税のポータルサイトの拡充について

地域創造部 箕面営業室

現在、ふるさと納税のポータルサイトは、「ふるさとチョイス」を利用していますが、ポータルサイト契約を1社から4社に拡充することによって、箕面市の謝礼品が寄附者の目にふれる機会を増やし、寄附金の増収をめざします。

1 補正予算概要

【歳出】 ふるさと寄附金推進事業 14,450 千円

- ・報償費 10,590 千円(寄附金増加に伴う謝礼品費用)
- ・需用費 8 千円(印刷製本費)
- ・役務費 628 千円(手数料等)
- ・使用料及び賃借料 3,224 千円(ポータルサイト使用料)

2 ポータルサイトの拡充

(1) 寄附金の状況

- ・本市は、平成31年度からふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」と契約し、寄附金は順調に伸びています。
- ・ふるさと納税を行う寄附者の大多数は、ポータルサイトから寄附を行っており、ポータルサイトに本市の魅力ある謝礼品を掲載し、いかに多くの寄附者の目に留まるかが寄附金を増やす大きなポイントとなります。

○ふるさと寄附金の実績

(単位:千円)

	H29 年度	H30 年度	H31 年度	R2 年度
ふるさと寄附金額	23,994	30,924	39,734	46,916
うち「ふるさとチョイス」からの寄附金額	—	—	19,506 (49%)	35,860 (76%)

(2) ポータルサイトの拡充

- ・寄附金のさらなる増収に向け、あらたにポータルサイト大手3社(楽天ふるさと納税、ふるなび、さとふる)と契約、拡充することによって、本市の魅力ある謝礼品が多くの寄附者の目に留まる機会を増やし、寄附金の増収を図ります。

(3) 寄附金の目標額 70,000 千円(R2年度寄附実績の約1.5倍)

(4) 実施時期 令和3年8月から

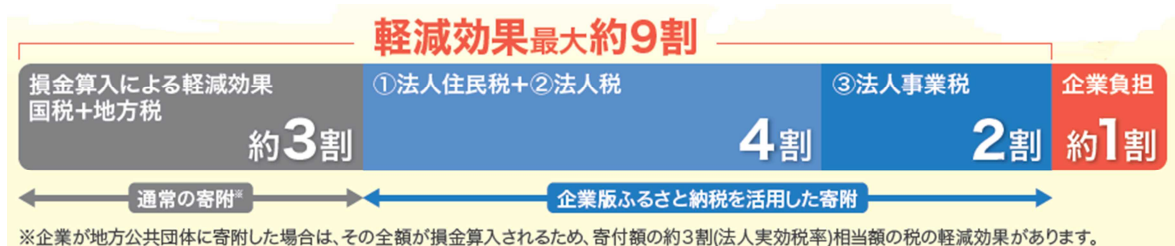
箕面市まち・ひと・しごと創生基金条例 の制定について

地域創造部 箕面営業室

- ◆ 企業版ふるさと納税(まち・ひと・しごと創生寄附活用事業)制度は、市が作成し、国が認定した地域再生計画に掲げている地方創生プロジェクトに対して、企業(本社が市外に所在する法人)が寄附を行った場合、最大9割の税軽減効果があるものです。
- ◆ 同制度では、原則的に寄附をいただいた当該年度の事業に寄附金を充てることとなっていますが、「箕面市まち・ひと・しごと創生基金」を設置することで、翌年度以降の事業にも寄附金を充てることが可能となります。
- ◆ 今後、市は、同制度を活用したご支援を企業にお願いしていくとともに、いただいた寄附金を柔軟に、最大限活用して、地方創生プロジェクトに取り組みます。

1 企業版ふるさと納税制度とは

・企業版ふるさと納税(まち・ひと・しごと創生寄附活用事業)制度とは、市(町村)が作成し、国が認定した地域再生計画に掲げている地方創生プロジェクトに対して、企業(本社が市外に所在する法人)が寄附を行った場合、最大約9割の税制上の優遇措置を受けることができる制度です。



・本市においては、令和3年3月31日、上記地域再生計画について国の認定を受け、同制度を活用できることとなりました。

【本市が取り組む地方創生プロジェクト】

健康寿命の延伸／文化芸能・国際交流の振興／ベンチャー企業の誘致・創業支援／
豊かな自然環境の活用と環境保全の実現／鉄道・バスなどの公共交通の実現

※本社が箕面市に所在する企業は本制度の対象となりません。

※寄附を行うことの代償として経済的な利益を受けることは禁止されています。

2 基金設置のメリット

- ・同制度では、原則的に寄附をいただいた当該年度の地方創生プロジェクトに寄附金を充てることとなっていますが、「箕面市まち・ひと・しごと創生基金」を設置することで、翌年度以降の事業にも寄附金を充てることが可能となることから、寄附金を柔軟かつ最大限に活用するため、同基金の設置（基金条例の制定）を提案するものです。
- ・同制度による税制上の優遇措置の適用期限は令和6年度までですが、基金を設置することで、令和7年度以降に実施する地方創生プロジェクトにも寄附金を充てることが可能となります。

3 施行期日

公布の日

4 参考

○企業版ふるさと納税とふるさと納税（個人版）の違い

	企業版ふるさと納税	ふるさと納税（個人版）
目的	箕面市を応援したい、企業の地域貢献	箕面市を応援したい、個人の気持ち
寄附者	企業（寄附先は本社所在地以外）	個人（寄附先に制限なし）
寄附用途	左記の箕面市が取り組む地方創生プロジェクト	寄附者の希望を尊重しつつ地方公共団体が自由に活用
返礼品	なし（経済的利益の供与は禁止）	あり（市民への返礼品はなし）
寄附額	1回10万円以上	定めなし
税額控除	法人住民税、法人税、法人事業税	所得税、住民税
適用期限	令和6年度まで * 延びる可能性あり	定めなし

商業者及び交通事業者支援事業について (プレミアム付商品券事業の追加及び拡大実施)

地域創造部 交通政策室・箕面営業室

- ◆ 緊急事態宣言の新たな発令など、新型コロナウイルスの影響により売上が減少した市内の中小・小規模事業者及び交通事業者を応援するとともに、市民の家計への支援を目的として、現在実施中のプレミアム付商品券を追加で販売するとともに、バスやタクシーをお得に活用できるチケットと商品券をセットで販売します。
- ◆ これら追加及び拡大実施する商品券事業は、現在実施中の事業と同様、中小・小規模事業者を支援している箕面商工会議所が実施主体として行い、市は同会議所に補助金を交付します。

1 補正予算概要

【歳出】 48,010 千円（箕面商工会議所への補助金）

2 プレミアム付商品券の概要

(1)購入対象者 箕面市民

(2)商品券の種類(3種類)

券 種	①レギュラー商品券 (小さなお店応援チケットと同じ)	②バス乗車券付商品券	③タクシーチケット付商品券
内 容	<商品券> ・1冊あたり6,000 円分 (額面 500 円×12 枚)	<商品券> ・1冊あたり 2,500 円分 (額面 500 円×5 枚) ①阪急バス1日乗車券 1 枚 (1 枚 810 円×1枚) または ②ゆずるバス1日乗車券 2 枚 (1 枚 440 円×2 枚)	<商品券> ・1冊あたり 2,500 円分 (額面 500 円×5 枚) ・ タクシーチケット 1,000 円分 (額面 500 円×2 枚)
販売価格	5,000 円	2,000 円	2,000 円
プレミアム率 (交通チケット込)	20%	25% (67%)	25% (75%)
発行冊数	20,000 冊	2,000 冊 (①②各 1,000 冊)	2,000 冊
発行総額 (交通事業者分)	1 億 2,000 万円	500 万円 (169 万円)	500 万円 (200 万円)

(3)商品券の購入方法

- ・販売所における密の状態を防止するため、事前申込制とし、後日、購入引換はがきを送付し、市内の販売所にて購入いただきます。
- ・販売所は、箕面サンプラザ名店会、みのおキューズモール、多文化交流センター等を予定しています。
- ・希望者多数の場合は、抽選とします。

(4)商品券等の利用方法

- ・商品券は、次の事業者が運営する市内の事業所または店舗等で使うことができます。
 - ①小規模事業者
 - ②箕面商工会議所または箕面市商店会連合会に加入する中小企業者
- ・バス乗車券は阪急バスまたはオレンジゆずるバスで、タクシーチケットは阪急タクシー、池田タクシーまたは未来都タクシーで使うことができます。
- ・使用期間は、令和3年9月1日から11月30日まで(予定)です(コロナの状況により実施時期を判断します)。

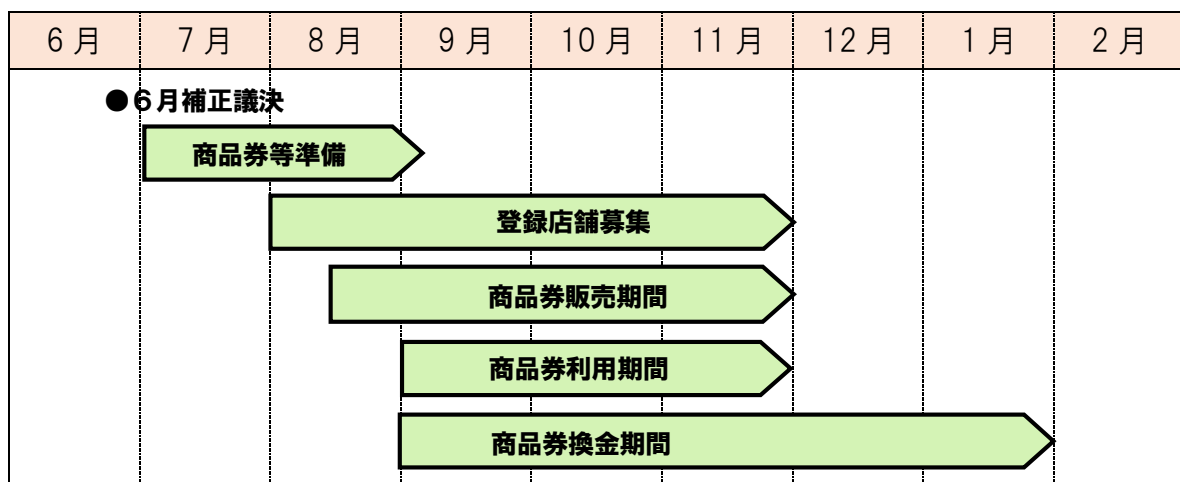
(5)市民への周知方法

- ・市広報紙、市ホームページ等のほか、商品券の購入時に、登録店舗等を記載したチラシを渡す等により周知します。

(6)店舗への周知方法

- ・市内店舗や事業者には、商工会議所をはじめとする関係団体を通じて周知するほか、民間企業が所有するデータを活用したダイレクトメールの送付等を通じて、店舗登録をお願いしていきます。

3 今後のスケジュール（予定）



箕面船場阪大前駅前地区歩行者デッキ 整備事業について

地域創造部 北急まちづくり推進室

国道423号を跨ぐ歩行者デッキ整備工事において、警察協議による交通誘導員の増加及び地質調査結果に基づく基礎杭の鉄筋量の増加等に加え、デッキの利便性向上と近隣マンションへのプライバシー対策を目的とした屋根の設置により、継続費補正を行います。

1 補正予算概要

【歳出】 152,484 千円

①警察協議による交通誘導員の増加及び

地質調査結果に基づく基礎杭の鉄筋量の増加等

+64,205 千円

②屋根の設置にかかる整備費(設計、工事)の追加

+88,279 千円

【歳入】

国交付金 76,242 千円

【継続費補正(総額及び期間の変更)】

〈変更前〉総額:654,989 千円

期間:平成30年度～令和3年度

〈変更後〉総額:807,473 千円

期間:平成30年度～令和4年度

・周辺工事との工程調整並びに

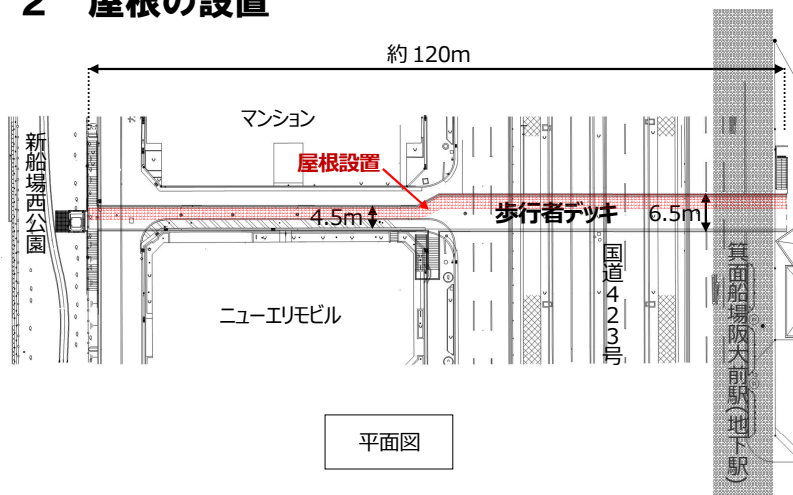
屋根の設置により、期間を令和4年度へ変更

<屋根設置後のイメージ>

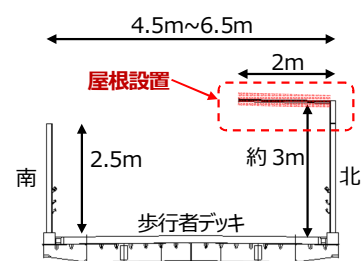
事例：千里中央駅
(千里橋)



2 屋根の設置



平面図



断面図

北大阪急行線延伸事業に係る車両の調達 業務委託協定の締結について

地域創造部 鉄道延伸室

- ◆ 北大阪急行線の延伸事業において新たに運行上必要となる車両の調達業務を、北大阪急行電鉄(株)に委託します。
- ◆ 平成28年に大阪府、市、北大阪急行電鉄(株)、阪急電鉄(株)の4者で締結した「北大阪急行線の延伸に関する基本協定書」(以下「基本協定書」という。)に基づき、市が車両を保有することを基本に車両の調達業務委託協定(以下「調達協定」という。)を締結しますが、事業費縮減を図るため、調達協定の条文中に車両の所有者を北大阪急行電鉄(株)に変更する協議を行う旨を規定し、協議を進めます。

1 協定の主な内容

(1)協定の相手方

北大阪急行電鉄株式会社

(2)調達業務の内容

- ・9000形10両×3編成の調達にかかる業務一式(車体一式、各種装置の調達・装着等)
- ・法手続き対応(届け出、検査)

(3)費用

62 億 9,200 万円 (予算は令和3年第1回市議会において議決済)

(4)業務の期間

今議会での議決日から令和6年(2024 年)3月31日まで

2 所有者の変更について

基本協定書に基づき、市が車両を保有することを基本に調達協定を締結しますが、事業費縮減を図るため、調達協定の条文中に車両の所有者を北大阪急行電鉄(株)に変更する協議を行う旨を規定し、協議を進めます。

COM1号館跡地の減額貸付について

地域創造部 地域活性化室

- ◆ COM1号館跡地の土地建物の一部は、平成30年3月に大阪船場繊維卸商団地協同組合（以下：団地組合）からご寄附をいただき、本市普通財産として管理しています。当該地は、団地組合の所有時から賃貸借契約により阪急バス株式会社がバス車庫及びバス事務所として使用しており、ご寄附いただく際、阪急バスとの契約内容を勘案することとしていたことから、寄附後も引き続き市から阪急バスに賃借しています。
- ◆ 令和3年9月末に貸付期間が満了する予定でしたが、鉄道延伸の延期によりバス路線網再編が令和5年以降となったため、貸付期間を延長する変更契約が必要となりました。
- ◆ 当時の団地組合と阪急バス株式会社との契約では、令和3年10月以降の貸付料を「月額 204,600 円（税抜）」に引き下げる契約となっており、当時の契約を勘案する必要があることから、箕面市公有財産規則の算定額を下回る価格で貸し付けることとなるため、議会にお諮りするものです。

1 貸付内容

(1) 貸付先等

貸付先	阪急バス株式会社
貸付目的	バス車庫、バス事務所
貸付面積	（土地）2,068.10 m ² （建物）94.45 m ²

(2) 貸付料

貸付料	令和3年9月まで	令和3年10月から賃貸借期間終了まで
	1,493,856 円/月	225,060 円/月

(3) 減額貸付期間

令和3年10月1日から令和6年4月30日までを限度に、北大阪急行電鉄の鉄道延伸後、鉄道延伸に伴うバス路線の再編等により、阪急バス株式会社が本物件の車庫機能を不要と判断する日まで。但し、北大阪急行南北線延伸事業の遅延により賃貸借期間を変更する必要があるときは、遅延した期間について、賃貸借期間を延長する。

2 減額貸付について

地方自治法第96条第1項第6号及び、同法第237条第2項により、条例で定める場合を除き適正な対価なく市の財産を貸し付ける場合は、議会の議決が必要とされている。

公園リニューアル事業（トイレ改修）について

みどりまちづくり部 公園緑地室

- ◆ 公園のトイレは、老朽化に加え、暗くて利用しにくい、バリアフリーの対応が十分ではないといったことが課題となっていました。
- ◆ 令和3年度の国交付金が確保できましたので、公園遊具のリニューアルと併せて公園のトイレの改修に着手します。洋式化、バリアフリー化などを行い、誰もが安心して利用できるトイレに改修します。

1 補正予算概要

【歳出】

工事請負費 30,000 千円

【歳入】

社会資本整備総合交付金 15,000 千円



改修イメージ

2 トイレ改修の基本的な考え方

(1) トイレ改修の概要

- ・令和3年度から令和5年度までの3カ年で、公園遊具のリニューアルと併せて公園のトイレの改修を実施します。
- ・事業費は、3カ年で合計 90,000 千円を想定しており、事業費の1／2を国からの交付金で賄う予定をしており、令和4年度以降も交付金を確保できるよう努めます。
- ・トイレの改修については、各公園のトイレの規模や老朽化度合に応じ、改修内容の詳細を検討した上で、バリアフリー化や洋式化を進めます。

(2) トイレ改修の対象となる公園

- ・公園トイレのうち、利用者数が多く市民ニーズの高い近隣公園、一時避難地に指定されている公園、防災ステーションが設置されている公園を対象とし、トイレの改修を進めます。なお、トイレ改修の優先順位は、公園遊具のリニューアル工事の順位と同様とし、令和3年度は唐池公園、箕面西公園、山麓公園、西脇公園のトイレを改修します。

箕面今宮線道路安全対策事業について

みどりまちづくり部 道路整備室

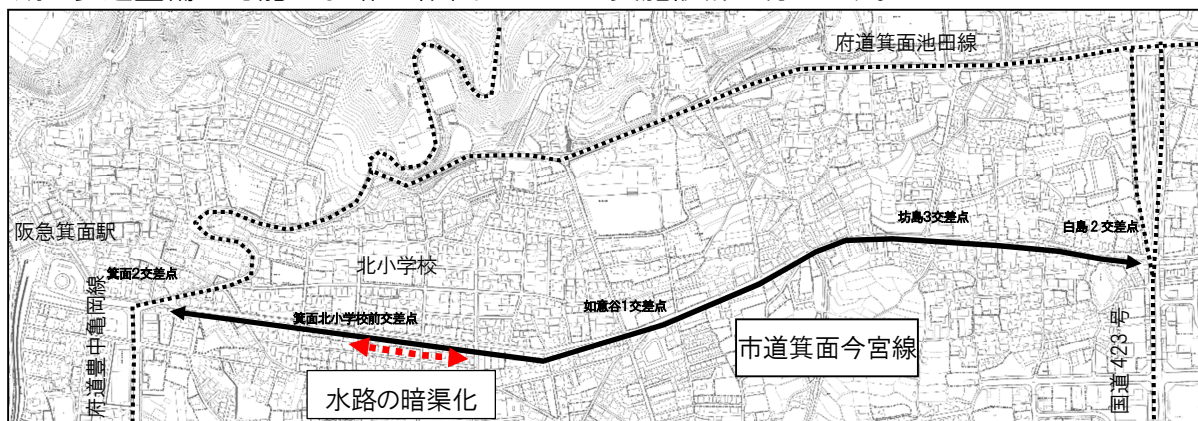
- ◆ 市道箕面今宮線は、交通量が多くバス路線でもあり、箕面市域の重要な東西軸であるにもかかわらず、十分な道路幅員が確保できていなかったり、歩道が連続していないことから、自動車や歩行者の通行の安全性に課題がある路線です。
- ◆ これら課題解決にむけ、歩行者・自動車が安心して通行できる道路整備計画を検討するとともに、早期整備可能な水路の暗渠化等による歩道整備に向け設計に着手します。

1 補正予算概要

- 【歳出】 委託料 測量設計委託 10,000 千円
- 【歳入】 社会資本整備総合交付金 5,500 千円(国費率 5.5/10)

2 対策事業の内容

箕面今宮線の箕面駅から国道 423 号までの区間において、路線バスが安全にすれ違いできる幅員の確保や、歩行者が安全に通行できる歩道整備を検討していきます。令和3年度には、警察協議や、沿道自治会などへ説明を行うとともに、全体の道路整備計画についての検討と、早期に歩道整備が可能な水路の暗渠化について実施設計を行います。



3 スケジュール

- 令和3年度 道路整備計画の検討及び水路の暗渠化の実施設計
- 令和4年度、令和5年度 水路の暗渠化等、用地買収を伴わない箇所の歩道整備工事
- 令和4年度以降 住宅等の建て替え時などに土地所有者と交渉し、任意買収により歩道用地を確保して順次整備

中学校校門の電気錠設置について

子ども未来創造局 学校施設管理室

- ◆ 令和3年2月、第二中学校において、不審者が授業時間中に施錠されていない校門から校舎内に入るといった事案が発生しました。
- ◆ 子どもたちの安全を確保するためには、授業時間中の校門の常時施錠を徹底する必要があります。
- ◆ 一方、学校運営上、保護者や地域の方などの来校者や遅れて登校する生徒への開錠を簡便に行う必要もあることから、本市では、これまで小中学校において、児童生徒が常時利用する校門に、職員室から開錠できる電気錠の設置を進めてきました。
- ◆ 今回の事案を受けて校門の施錠状況を再点検したところ、安全対策上不十分な学校があったため、新たに電気錠を設置する予算を計上するものです。

1 補正予算概要

【歳出】	3,910 千円
工事請負費 電気錠設置	3,910 千円
・第二中学校 2ヵ所	1,457 千円
・第三中学校 2ヵ所	1,519 千円
・第六中学校 1ヵ所	934 千円

2 再発防止策

子どもたちの安全管理を徹底するためには、教職員の見守りがない時間帯は必ずすべての校門を常時施錠することや、いざというときに適切な対応が行えるよう日頃から訓練を積んでおくことが必要であることから、ハード・ソフト両面の安全対策を徹底します。

3 電気錠の設置の理由

各校の日中の来校者は日常的に10件以上あり、施錠による来校者の解錠までの待ち時間の解消と、解錠に行く教職員の負担軽減を図るため、登下校に利用する校門に職員室から開錠できる電気錠を設置するための費用を予算計上するものです。

4 教職員の危機管理対応の徹底

教職員の危機管理対応の徹底を図るため、事案発生後直ちに管理職を対象に危機管理研修を実施するとともに、全小中学校の「危機管理マニュアル」の見直しを進めています。今後は8月に全教職員対象の研修を実施し、実践的なマニュアルの改訂や不審者対応訓練の実施など、箕面警察のアドバイスもいただきながら取り組んでいきます。

多胎妊婦への妊婦健康診査にかかる助成 の拡充について

子ども未来創造局 子どもすこやか室

多胎児を妊娠した妊婦は、単胎妊娠の場合よりも頻回の妊婦健康診査が推奨され、受診に伴う経済的負担が大きくなることから、通常14回の妊婦健康診査よりも5回(上限)追加で受診する費用を助成することで、多胎妊婦の負担軽減を図ります。

1 補正予算概要

- 【歳出】 委託料 250 千円(5,000 円×5回×10人分、一人あたり25千円が上限)
【歳入】 国庫補助金 125 千円 (補助率 1/2)

2 事業概要

(1)現在、本市では、妊婦のかたに対して14回分(116,840 円分)まで妊婦健康診査の受診費用を助成していますが、新たな国の補助制度を活用し、多胎妊婦一人あたり、1回 5,000 円分の健診費用を、5回を限度として助成します。

(2)助成対象者

- ・令和3年4月1日時点で、多胎妊婦として妊娠届を出されているかたで、令和3年4月1日以降に15回～19回目の健診を受けられるかた。
- ・令和3年4月1日以降に多胎妊婦となり妊娠届を出されているかた。

(3)助成対象額

令和3年4月1日以降の受診分で、通常交付の14回分を超えた15回から19回分までの費用のうち、1 回あたり 5,000 円までの額。

(4)追加となる5回分の受診券の受領方法

- ・令和3年4月1日時点で妊娠届を提出されているかた：15回目以降の受診券を郵送
 - ・令和3年4月2日～6月末までに妊娠届を提出されたかた：15回目以降の受診券を郵送
 - ・令和3年7月1日以降に妊娠届を提出されるかた：妊娠届出時に1回～19回目を交付
- ※なお、令和3年4月1日以降、追加の受診券が届くまでに通常交付の14回分を超えて受診されている場合は、受診費用の領収書に基づき還付します。

3 本市の多胎妊婦の状況

- ・令和元年度 7人、令和2年度 7人、令和3年度 0人(5月11日時点)
- ※多胎妊婦数は、妊娠届提出時点の人数であり、令和2年度の7人については、今回の対象となっています。

新型コロナウイルス感染症患者等入院受入 医療機関緊急支援事業補助金について

市立病院 事務局 病院人事室

令和2年度に引き続き、新型コロナ患者受入れ病床の逼迫に伴い、本年4月1日から5月31日までの間に新たに受入病床を確保した医療機関を対象に、緊急支援策として、厚生労働省の補助事業が実施されることから、当該補助事業を活用し、新型コロナ患者への対応等を行った職員の処遇改善と感染防止対策、診療体制の更なる整備を行います。

1 補正予算概要

(1)収入 108,000 千円

○国庫補助金(新型コロナ患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金)

108,000 千円(収益的収入分 85,986 千円、資本的収入分 22,014 千円)

(2)支出 27,700 千円

①手当等(特殊勤務手当) 22,560 千円 ②報酬(会計年度職員) 5,140 千円

2 補助制度の概要

(1)補助基準額 9,000 千円/床×12 床(4/1～5/31 追加病床数) = 108,000 千円

(2)補助率 10 分の 10(国直接執行)

(3)対象経費 令和3年4月1日から5月31日までにかかる以下の①及び②の経費

①新型コロナ患者等の対応を行う医療従事者の人件費 72,000 千円(基準額の2/3)

対象となる人件費は「処遇改善分に係る手当」及び「当該手当の受給対象者の基本給」

②感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用 36,000 千円(基準額の1/3)

(参考) 新型コロナ病床数 4/20 まで 33 床 4/21 から 45 床

3 補助申請内容

(1)人件費

①対象者 令和3年4月1日～5月31日の間に勤務した全職員

②補助対象経費

特殊勤務手当等(処遇改善に係る一時金)			基本給分	合 計
勤務日数/月	月額単価	補助対象額	補助対象額	
10 日以上	20,000 円	27,700 千円	44,300 千円	72,000 千円
1～9 日	10,000 円			
0 日	0 円			

③支給時期 特殊勤務手当等については4・5月分を7月給与支給時に一括支給予定

(2) 感染防止・診療体制確保関係費用

(単位:千円)

区分	予定額	内容
消耗品費	967	感染性廃棄物専用容器
消耗備品費	1,144	間仕切りパネル 他
修繕料	396	ナースコール改修、ゾーニング用間仕切り設置
委託料	6,329	専用病棟内病室等清掃、寝具・検査衣等洗濯、感染性廃棄物処理
賃借料	7,798	仮設待合所賃借、寝具賃借、人工呼吸器賃借
収益的支出計	16,634	
器械備品費	26,180	挿管室空気清浄機(陰圧装置)、電動ベッド、人工呼吸器、生体情報モニタシステム、ベッドサイドモニター 他
資本的支出計	26,180	
計	42,814	

※費用合計 42,814 千円の内、補助額は 36,000 千円

※費用は、既決予算額の範囲内で執行可能なため補正なし